

東邦看護学会誌投稿規定

1. 投稿者の資格

筆頭著者は、原則として本学会員であること。ただし、編集委員会から依頼された論文についてはこの限りではない。

2. 論文の種類

- 1) 論文は、看護および看護教育の向上・発展に寄与し得るものであり、他誌（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。また、本誌投稿中に他誌への投稿をしてはならない。

- 2) 論文の種類は、総説、原著、報告、資料であり、希望する論文の種類を明記する。

- 3) 論文の種類の内容は、下記の通りである。

【総説】特定のテーマについて文献考察を行い、当該テーマについて総合的に現状と展望を明らかにしたもの。

【原著】独創的で新しい知見が論理的に示されており、学術的社会的に意義の高い論文。

【報告】看護実践や研究の結果を発表することにより、看護の向上や発展が見込めるもの。

【資料】看護学に関連する有用な調査データや文献検討など、会員の参考になるもの。上記以外に、編集委員会が適当と認めたもの。

3. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中（研究倫理審査委員会での承認、承認番号）に明記されていること。

日本看護協会の「看護研究における研究倫理チェックリスト」を参照して確認する。

4. 投稿手続き

論文の投稿は電子投稿システムで行う。投稿の方法は本学会 Web サイトの電子投稿システムに従う。

東邦看護学会 Web サイト：

<https://www.n-gakai.toho-u.ac.jp>

5. 論文の受付および採否

- 1) 論文の受付締め切りは7月15日（必着）とし、論文の投稿日を受付日とする。
- 2) 投稿論文の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
- 3) 採否は本人に通知し、論文は返却しない。
- 4) 編集委員会は、投稿論文について修正を求めることがある。その場合には定められた期日までに再提出すること。
- 5) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に求めることがある。

6. 論文執筆要領

- 1) 論文はA4判横書きとし、1頁は40字×30行とする。総説・原著・報告・資料とも13枚以内（約15000字）とする。ただし、引用文献と謝辞は文字数の規定外とする。
- 2) 図表および写真は、A4判1枚を1200字程度とする。
- 3) 図表および写真は、図1、表1、写真1などと番号をつけ、本文とは別にし、本文の後ろにつける。図表および写真は白黒を原則とする。
- 4) 本文の見出し順位は、以下の通りとする。
 - I. II. III.
 1. 2. 3.
 - 1) 2) 3)
 - (1) (2) (3)
- 5) 本文の構成は原則として以下の通りとする。
 - I. 緒言：研究の背景・目的
 - II. 方法：対象・調査方法・調査内容・分析方法・倫理的配慮
 - III. 結果：研究等の結果
 - IV. 考察：結果の考察・評価
 - V. 結語：結論・おわりに
- 6) 原著、報告を希望する場合には、和文要旨400字程度をつける。要旨は、表題、キーワードを記載し、構造化抄録（目的、方法、結果、考察）の形式とする。また、原著希望の場合には和文要旨の他に英文要旨250words程度をつける。
- 7) 学会、研究会等で発表したものは末尾にその旨

を明記する。

- 8) 文献から引用した場合は、引用箇所(1), 2), …と肩番号を付す。番号は日本語・英語文献問わず、引用順とする。複数の論文を引用する場合は、1) 2) 3) と連続した肩番号を付す。同じ文献を繰り返し引用する場合は、新たな番号は付さず、初出時の番号をそのまま用いる。
- 9) 引用文献は、論文末尾に一括して使用した順に記す。著者が4名以上の場合は、3名までを記載し、それ以降の著者は、“他”(et al) と省略する。記載方法は次の形式による。

①雑誌の場合 著者名：表題名。雑誌名(英語雑誌は斜字)，巻(号)：最初の頁-最後の頁，西暦年次。

例) 出野慶子, 河上智香, 天野里奈 他：1型糖尿病をもつ年少の子どもを養育する父親の役割。日本糖尿病教育・看護学会, 18(1): 33-39, 2014.

例) Murakami Y, Okamura H, Sugano K, et al: Psychological distress after disclosure of genetic test results regarding Hereditary Nonpolyposis Colorectal Cancer - a preliminary report-. *Cancer*, 101 (2) : 395-403, 2004.

②単行本の場合 編著者名：書名(版)。引用頁(ー頁)，出版社名，発行地，西暦年次。

例) 高木廣文：質的研究を科学する。120, 医学書院, 東京, 2011.

例) Benner P: From Novice to Expert. 212, Prentice Hall, New Jersey, 2001.

③翻訳書の場合 原著者名：訳者名：書名(版)。引用頁(ー頁)，出版社名，発行地，訳書出版西暦年次。

例) Glaser BG, Strauss AL：木下康仁：「死のアウエアネス理論」と看護(1版)。65-80, 医学書院, 東京, 1988.

④ホームページの場合 著者名：タイトル。(URLアドレス，閲覧年月日)

例) 厚生労働省：平成18年病院報告の概況。(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/byouinhoukoku/18/index.html, 2010.12.20)

html, 2010.12.20)

7. 著者校正

著者校正は1回とし、誤字脱字等の修正のみとする。校正時の大幅な加筆、修正は原則として認めない。

8. 著者が負担すべき費用

- 1) 規定枚数を超過した分については所要経費を実費負担とする。
- 2) 別刷は50部まで無料とし、それを超える分は実費負担とする。
- 3) 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は実費負担とする。

9. 著作権

投稿論文のすべての著作権は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承認なしに他誌に掲載することを禁ずる。

著作権譲渡同意書に、著者(共著者を含む)全員が自記筆で署名し、最終論文提出時に論文とともに送付する。

10. 利益相反

謝辞(あるいは助成等)の欄の次に、当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を記載する。利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を明記する。利益相反状態が存在しない場合には、「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。

附 則

- この規定は、2011年2月2日から施行する。
- この規定は、2012年2月27日から施行する。
- この規定は、2015年5月8日から施行する。
- この規定は、2016年3月8日から施行する。
- この規定は、2017年3月15日から施行する。
- この規定は、2018年3月15日から施行する。
- この規定は、2020年3月15日から施行する。
- この規定は、2021年3月15日から施行する。
- この規定は、2022年3月15日から施行する。